

令和6年第2回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

7月臨時会会議録

令和6年7月24日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会（午後2時）	3
広域連合長の開会のあいさつ	3
議事日程	
日程第1 仮議席の指定	4
日程第2 議長の選挙	4
議事日程（追加）	
日程第1 議席の指定	5
日程第2 副議長の選挙	5
日程第3 会議録署名議員の指名	6
日程第4 会期の決定	6
日程第5 諸般の報告	6
日程第6 議案第8号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件	6
日程第7 議案第9号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件	7
日程第8 議案第10号 令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件	7
日程第9 議案第11号 大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件	13
日程第10 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙	14
広域連合長の閉会のあいさつ	15
閉会宣告（午後2時37分）	15
会議録署名	16

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録

令和6年7月24日（水曜日） 午後2時開議

○出席議員

1 番 出雲 輝英	2 番 谷井 正佳
3 番 西崎 照明	4 番 前田 和彦
5 番 大西 耕治	6 番 小堀 清次
7 番 泉井 智弘	8 番 江澤 由
9 番 朝田 充	10 番 瀬戸 健太
11 番 澤田 貞良	12 番 岡本 宗城
13 番 金銅 宏親	14 番 伊藤 政一
15 番 松井 康祐	16 番 高橋 圭子
18 番 木戸 晃	19 番 永並 啓
20 番 中川 博	

○欠席議員

17 番 山本 秀明

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	横山 英幸
副広域連合長	田代 堯
事務局長	村上 光司
事務局次長兼 総務企画課長	吉澤 清文
資格管理課長	岡野 秀隆
給付課長	東 真由美

○職務のため出席した者

書 記	田島 香織
書 記	天川 卓

○議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

○議事日程（追加）

日程第1 議席の指定

日程第2 副議長選挙

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 諸般の報告

日程第6 議案第8号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

日程第7 議案第9号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件

日程第8 議案第10号 令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

日程第9 議案第11号 大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第10 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員選挙

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○事務局 本日は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員に臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。本日、出席議員中、中川博議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

中川議員、どうぞ議長席へお着き願います。

〔臨時議長着席〕

○中川臨時議長 ただいまご紹介いただきました河南町議会の中川でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和6年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を開会いたします。

開会に際しまして、広域連合長よりご挨拶がございます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、被保険者の方々が利用していただいている紙の被保険者証については、本年12月1日をもって新規発行が終了することとなります。12月2日からは、後期高齢者医療制度に限らず、医療保険につきましては基本的にマイナンバーカードを被保険者証として利用することが決められているなど、大きな変わり目の年となります。

私ども広域連合といたしましては、これまでと同様に、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、関係市町村と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、今後とも格段のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

本日の臨時会では、議題として行政委員の選任及び補正予算の案件等を上げております。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○中川臨時議長 広域連合長、ありがとうございました。

続いて、本日の出席状況を確認いたします。本日の出席議員は19名で、議員定数20名の半

数以上の定足数に達しております。

なお、山本秀明議員からは、本日の臨時会を欠席する旨の届出が出されておりますことをご報告申し上げます。

これより会議を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいまご着席の議席を仮議席といたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中川臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中川臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、永並啓議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました永並啓議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中川臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、永並啓議員が議長に当選されました。

それでは、永並議長からご挨拶がございます。よろしく願いいたします。

〔19番 永並 啓君 登壇〕

○永並議員 ただいま、議員各位のご推挙を賜り、広域連合議会議長の重責をお預かりすることになりました、豊能町の永並啓でございます。

広域連合議会の円滑な運営を行い、府民の負託に応えられるよう全力を尽くしてまいり所存でございます。議員の皆様並びに広域連合長をはじめとする理事者各位におかれましては、ご支援、ご協力をお願い申し上げ、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

○中川臨時議長 以上で、臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力、本当にありがとうございました。

それでは、議長と交代いたします。永並議長、よろしくお願い申し上げます。

〔議長着席〕

○永並議長 それでは、よろしくお願いいたします。

配付しております追加議事日程に従い、議事を進めさせていただきます。

日程第1、議席の指定を行います。

ただいまご着席の仮議席を、本議席といたします。

日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、1番、出雲輝英議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました出雲輝英議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、出雲輝英議員が副議長に当選されました。

出雲副議長から就任のご挨拶があります。

〔1番 出雲輝英君 登壇〕

○出雲議員 ただいま、議員各位のご推挙により、広域連合議会副議長の要職に就くことになりました、大阪市会の出雲でございます。

永並議長の下で、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいる所存でございますので、皆様

方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶に代えさせていただきます。貴重なお時間、本当にありがとうございました。

○永並議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番、谷井正佳議員、18番、木戸晃議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日7月24日の1日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日7月24日の1日と決定いたしました。

日程第5、諸般の報告を行います。

お手元に配付しております現金出納検査結果報告書のとおり、令和6年1月分から令和6年5月分までの例月現金出納検査が実施されました。それぞれの結果について、監査委員から議長宛て報告がありましたので、私からご報告を申し上げます。

日程第6、議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、泉井智弘議員の退席を求めます。

〔7番 泉井智弘君 退場〕

○永並議長 提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

監査委員につきましては、広域連合規約第16条において、地方公共団体の財務管理、行政運営に関し優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することと規定されておりますことから、識見を有する者から選任する監査委員について、松原市代表監査委員であります川西修氏、広域連合議員のうちから選任する監査委員について、泉井智弘氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第8号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の泉井智弘議員の入場を許可します。

〔7番 泉井智弘君 入場〕

○永並議長 日程第7、議案第9号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第9号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

公平委員会委員に、池田市公平委員会委員であります平山博史氏、平井和美氏、眞下照雄氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○永並議長 議案第9号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第10号「令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 議案第10号「令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件」につきましてご説明いたします。

提出議案の3ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億6,588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆3,827億9,319万6,000円と定めるものでございます。

本件は、令和5年度に収入いたしました社会保険診療報酬支払基金からの交付金の歳入額確定に伴いまして、当該年度に受入れ超過となりました額を返還するための経費並びにその財源を計上するものでございます。

先に、歳出についてご説明いたします。お手元、別冊の令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の最後の6ページ、7ページをご覧ください。

歳出につきましては、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金等、1目償還金を6億6,588万2,000円増額し、6億6,606万2,000円といたしております。こちらは、令和5年度に受入れ超過となりました支払基金からの交付金を返還するための経費となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページにお戻りください。

9款1項1目繰越金を、歳出の償還金増額分と同額の6億6,588万2,000円を返還金の財源として増額し、6億6,606万2,000円といたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○永並議長 説明が終わりました。

質疑の通告がありますので、これを許可します。

小堀清次議員。

[6番 小堀清次君 登壇]

○小堀議員 堺市議会選出の小堀清次です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま提案されました議案第10号「令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件」についてお尋ねしたいと思います。

今回補正する後期高齢者交付金につきましては、後期高齢者医療制度の成り立ちを踏まえつつ、まずはその概要をお聞かせいただきたいと思います。あわせて、直近の後期高齢者交付金の推移についてもお示し願いたいと思います。

以上でございます。

○永並議長 質疑に対しまして、理事者の答弁を求めます。

吉澤総務企画課長。

[次長兼総務企画課長 吉澤清文君 登壇]

○吉澤次長兼総務企画課長 後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若者世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象と

しまして、平成20年4月から施行されている制度でございます。

また、その財政運営につきましては、75歳以上の方々の医療を国民全体で支えるため、医療に係る費用のうち窓口負担を除く分を、国、都道府県、市町村からの公費が約5割、75歳未満のいわゆる現役世代からの支援金が約4割、被保険者からの保険料が約1割を負担する仕組みとなっております。

今回補正予算を計上しております後期高齢者交付金に係る償還金につきましては、この現役世代からの支援金に関するものです。現役世代からの支援金は、高齢者医療制度等に係る被用者保険等の保険者からの拠出金の徴収を行っております社会保険診療報酬支払基金が、当広域連合から毎月報告している医療給付費の実績を基に算定を行い、概算交付されております。今般、令和5年度の医療給付費が確定したことに伴い、受入れ超過となった令和5年度分の後期高齢者交付金を令和6年度に返還するものです。

なお、直近の後期高齢者交付金の確定額の推移につきましては、令和3年度分が4,796億8,400万円、令和4年度分が5,051億2,600万円、令和5年度分が5,357億600万円であり、医療給付費が年々増加していることから、交付額も増加しているところでございます。

以上でございます。

○永並議長 小堀議員、引き続き質疑はございますか。

小堀議員。

〔6番 小堀清次君 登壇〕

○小堀議員 ただいま大変丁寧なご説明をいただいたところでございます。医療給付費が年々増加しているということについて確認ができたところであります。

支払基金交付金の額は、実績に基づいて社会保険診療報酬支払基金によって算出されているとのことでした。しかしながら、支払基金の交付額は医療給付費の増加に大きく相関しておることから、医療給付費の動向の把握並びにその分析が極めて重要であると考えてございます。

そこで、最近の大阪府後期高齢者医療における給付額の傾向をお伺いたします。あわせて、医療給付費が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたのか、変化があったとするのであれば、その要因は何であったのか、また、現段階でのご認識をお聞かせいただきたい。あわせて、コロナ禍を境に受診動向に何らかの変化が生じておるのか否かについてもお聞かせいただきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○永並議長 質疑に対し、理事者の答弁を求めます。

東給付課長。

[給付課長 東 真由美君 登壇]

○東給付課長 お答えいたします。

医療給付費の総額につきましては、高齢者人口の増加に伴い、制度開始以降、令和元年度まで毎年増加してきましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより初めて減少に転じ、令和3年度以降は再び増加傾向にあります。

医療給付費の総額を被保険者数で割った1人当たりの医療給付費につきましては、令和元年度までは約98万円から約100万円の範囲のほぼ一定額で推移しており、長期的に見た場合は大きな変動はございませんでしたが、令和2年度は約96万円と、他の年度に比べ僅かに少なくなったことから、この間、新型コロナウイルス感染症による影響を受けていたと考えられます。

なお、令和4年度で令和元年度以前の水準に戻り、令和5年度は、令和4年度を僅かに上回る見込みとなっております。

次に、令和2年度に1人当たりの医療給付費が減少した要因でございますが、減少した期間がコロナ禍と重なっておりますので、何らか新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと見ておりますが、一般的には受診控えとも言われているものの、現時点で把握している情報では、具体的な要因については明らかにできておりません。

次に、コロナ禍以降の受診状況の変化についてですが、大阪府後期高齢者医療の被保険者について、大まかな医療機関の受診頻度を把握するために、医療機関からの診療報酬明細書の件数を基に広域連合において集計したところ、被保険者1人当たりの診療報酬明細書の件数は、令和元年度を基準として、令和2年度、令和3年度、令和4年度とも減少しており、コロナ禍を境に、被保険者1人当たりの受診件数は僅かですが減少したと考えられます。

なお、厚生労働省が公表している医療費の動向調査の結果においても同様の傾向を示しており、75歳以上の1人当たりの受診延べ日数は、令和元年度を基準として、令和2年度、令和3年度、令和4年度のいずれも減少したことが示されていることから、全国的な集計におきましても、コロナ禍を境に、被保険者1人当たりの受診頻度が僅かですが減少したと考えられます。

以上でございます。

○永並議長 小堀議員、引き続き質疑はございますか。

小堀議員。

[6番 小堀清次君 登壇]

○小堀議員 ご答弁ありがとうございました。

ただいま、ご答弁の中で、令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことがあったことはお認めになりましたが、現時点で把握している情報では、具体的な要因については明らかにできていないとのお答えでございました。これは、我が国のみならず世界的にも言われておることではあります。このコロナ禍の影響とは、果たして、コロナによって医療へのアクセスが難しくなりアクセスが制限されたのか、あるいは、コロナに感染することを恐れて、本来医療を受けるべきであった方が、あるいは、本来あまり医療を受ける必要のなかった方が受診控えをしたのかということについては、極めて読み解いていく必要があるのではないかと。そして、今、国においても孤独・孤立対策担当大臣が置かれるというような時代になりました。社会的孤立がこれだけ課題になっている中、クリニック以外にも高齢者の方などの集える場であったり通いの場であったり、そういったものが求められている、ニーズがあるのであれば、そういったものについてもやはり取組をしていくということが、全国一高い介護保険料を大阪府は今記録しているということも考えれば、我々も考えていかなければならない、このように思う次第でございます。ぜひ、コロナ禍の影響については引き続き分析をお願いしておきたいと思っております。

さて、医療給付費の増加は、少子高齢社会の進展により、支援金を負担する現役世代のみならず、保険料を負担する高齢者におかれても、さらに重い負担を求める結果となってございます。医療給付費の動向につきましては引き続き注視しつつ、府内の5医学部とも連携を密に取っていただき、要因分析を行っていただくことを強くこの場で求めたいと思っております。

あわせて、医療給付費の増加を抑制するためには、健康寿命の延伸が不可欠であると思料されます。これまで、一次予防として健康増進、二次予防として早期発見・早期治療、三次予防として発症後の悪化予防・再発予防であるとされてまいりましたけれども、これからは、暮らしているだけで健康が保てるような地域環境や社会環境を明らかにし、それを意図的に普及することで、知らず知らずのうちに健康になっていける、保っていける、こういったことができていくゼロ次予防の考え方が極めて重要であると考えており、また、その鍵となるのは通いの場ではなかろうかと考えておるところでございます。この通いの場を活用した介護予防の取組が、私ども堺市としても重要と考えておるわけでありましてけれども、そこでお聞きをしたい。

令和2年度より開始している「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」事業において、通いの場を活用したポピュレーションアプローチを広域連合では実施しておりますけれども、その効果について詳しくお示してください。

また、ポピュレーションアプローチに力を入れ取り組んでおられる自治体においては、お一人当たりの医療費が抑えられるなどの、あるいは介護給付費などが抑えられている等の効果を把握できているのか否か、これについてもお聞きしたいと思います。

また、今後、予防に力を入れていくべきだと考えますが、そのためには事業実施の効果を分析し、それらを市町村へフィードバックすべきであると考えます。それについてのご所見も併せてお示しいただきたいと思えます。

以上で3回目の質問を終わります。

○永並議長 質疑に対し、理事者の答弁を求めます。

東給付課長。

〔給付課長 東 真由美君 登壇〕

○東給付課長 お答えいたします。

当広域連合が市町村に委託している「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」事業のポピュレーションアプローチでは、市町村にある通いの場を活用し、健康づくりや健康相談、フレイル状態の把握等を行っておりますが、この事業は、令和2年度より大阪府下の各市町村において順次開始し、令和5年度に全市町村での実施となったところです。

ご質問いただきました通いの場と医療費の関連性ですが、通いの場の参加割合と1人当たりの医療給付費について検証したところ、現時点においては、当広域連合が把握しているデータでは、関連性は確認できませんでした。

通いの場は、介護予防に効果があり、各市町村において、住民主体で様々な活動内容や開催頻度で取り組まれているものですが、今後、府下市町村の状況が把握できる当広域連合において、通いの場における、より効果的なポピュレーションアプローチの実現に向け、市町村とも連携の上、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」事業のポピュレーションアプローチにおける介入状況や介入内容等について把握し、分析を進めてまいりたいと考えております。

また、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」事業では、厚生労働省において、健診受診率や健康寿命、低栄養・フレイル・生活習慣病等のハイリスク者の割合等が、令和6年度から新たに事業の評価指標として定められました。保険者は、その結果を踏まえ、事

業に取り組む役割があるとされていることから、当広域連合においても、これらの指標についても様々な角度から分析を行い、より効果的な事業実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○永並議長 以上で、質疑は終了しました。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上事務局長。

〔事務局長 村上光司君 登壇〕

○村上事務局長 議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件」につきましてご説明いたします。

提出議案の5ページをご覧ください。

令和5年10月の大阪府人事委員会の勧告等を踏まえ、大阪府において、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部が改正されたことを受けまして、当広域連合でも、大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおり、会計年度任用職員の給与に、報酬、期末手当のほか勤勉手当を加え、基準日に在職する会計年度任用職員に、期末手当のほか勤勉手当を支給することができるようにするものとなっております。

施行期日は公布の日といたし、改正後の規定は、令和6年4月1日に遡及して適用いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○永並議長 議案第11号について、質疑及び討論の通告はございません。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、大阪狭山市選挙管理委員であります南川佳子氏、田中健三氏、中岡秀典氏、奥野真佐子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、南川佳子氏、田中健三氏、中岡秀典氏、奥野真佐子氏、以上の方が大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

続きまして、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員を、補充の順序に指名いたします。

補充員に、大阪狭山市選挙管理委員補充員であります川端幸一氏、鳥山小百合氏、山本由美子氏、多賀祥介氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました方を大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○永並議長 ご異議なしと認めます。よって、川端幸一氏、鳥山小百合氏、山本由美子氏、多賀祥介氏、以上の方が大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の臨時議会におきまして、上程議案につきまして原案のとおりご決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも、後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○永並議長 これをもちまして、令和6年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を閉会いたします。

午後2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 永並 啓

臨 時 議 長 中川 博

署 名 議 員 谷井 正佳

署 名 議 員 木戸 晃